

事務局組織規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本ペタンク・ブール連盟（以下「本法人」という。）の定款第59条の規定に基づき、本法人の事務局の組織について定めることを目的とする。

(事務局の組織)

第2条 本法人の事務局に、次の2係を置く。

- (1) 総務会計係
- (2) 業務係

2 総務会計係及び業務係の分掌事務は、別表に定めるとおりとする。

(職制)

第3条 事務局に事務局長及び係担当を置く。

(事務局長)

- 2 事務局長は、事務局の事務を統括する。
- 3 事務局長の任免は、理事会の承認を経て会長又は代表理事副会長が行う。
- 4 会長又は代表理事副会長は、事務局長に事故あるとき又は事務局長が欠けたときは、事務局長代理を指名することができる。
- 5 係担当は、事務局長の命を受けて、係の所掌事務を整理する。

(その他の職制)

第4条 事務局に必要があると認めるときは、前条に規定する職制以外に、非常勤の嘱託及び臨時雇用職員を置くことができる。

- 2 職員の任免は、会長又は代表理事副会長が行う。
- 3 事務局職員の職務は、会長の承認を経て、事務局長が指定する。

(補則)

第5条 この規程に定めるもののほか、事務局の組織に関し必要な事項は、会長又は代表理事副会長が別に定める。

附 則

この規程は一般社団法人日本ペタンク・ブール連盟の設立の日から施行する。

(注:平成23年6月1日より「公益社団法人日本ペタンク・ブール連盟に名称変更」)

附 則 この規程の改正は、平成31年3月2日から施行する。

附 則 この規程の改正は、令和4年(2022年)6月5日から施行する。

別表（第2条関係）

係名	分掌事務
総務会計係	社員総会、理事会その他の会議に関する事 定款及び規程類の制定改廃に関する事 人事及び福利厚生に関する事 報酬、給与及び旅費に関する事 公印の保管に関する事 文章の接受、発送及び保存に関する事 事務局の組織に関する事 都道府県連盟、国際連盟等との連絡調整に関する事 情報公開に関する事 収支予算及び決算に関する事 収入及び支出に関する事 資金計画の策定及び資金の調達に関する事 契約に関する事 現金、預金及び物品の出納に関する事 資産の管理運用に関する事 前各号に掲げるもののほか、他の係の所掌に属しない事
業務係	事業の企画、調査及び実施に関する事 会員登録及びライセンスの発給に関する事 指導員及び審判員の資格認定に関する事 海外派遣に関する事 競技規則に関する事 機関誌の発行に関する事 広告の掲載に関する事 ホームページに関する事 補助事業の申請に関する事 アンチドーピングに関する事